

# 定 款

## 株式会社ベストサポート

この定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和3年2月15日

千葉県千葉市若葉区千城台東四丁目27番4号

株式会社ベストサポート

代表取締役 竹嶋 信洋



# 株式会社ベストサポート 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ベストサポートと称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業
2. 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業
5. 障害者、障害児を支援するサービスに関する一切の事業
6. 障害者、障害児を支援するサービスに関するコンサルティング事業
7. 地域子育て支援拠点事業
8. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
9. 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業
10. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
11. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
  - (1) 訪問介護
  - (2) 訪問入浴介護
  - (3) 訪問看護
  - (4) 訪問リハビリテーション
  - (5) 居宅療養管理指導
  - (6) 通所介護
  - (7) 通所リハビリテーション
  - (8) 短期入所生活介護
  - (9) 短期入所療養介護
  - (10) 特定施設入居者生活介護
  - (11) 福祉用具貸与
  - (12) 特定福祉用具販売

1 2. 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業

- (1) 介護予防訪問介護
- (2) 介護予防訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防居宅療養管理指導
- (6) 介護予防通所介護
- (7) 介護予防通所リハビリテーション
- (8) 介護予防短期入所生活介護
- (9) 介護予防短期入所療養介護
- (10) 介護予防特定施設入居者生活介護
- (11) 介護予防福祉用具貸与
- (12) 特定介護予防福祉用具販売

1 3. 介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 複合型サービス

1 4. 介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

1 5. 介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル事業

1 6. 在宅配食サービス事業

1 7. 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業

1 8. 家事サービス事業

1 9. 要介護者、高齢者、病人、身体障害者、精神障害者等の入浴、排泄、食事及びその他の日常生活における介護サービス並びに家事サービス事業

2 0. 起業コンサルティング事業

2 1. 福祉人材育成事業

2 2. 学習塾の運営事業

2 3. 障害者が作成した物品及び食品等の販売事業

- 24. 飲食店の運営事業
- 25. 上記にかかるフランチャイズ事業
- 26. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては株主総会が承認したものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項の決定)

第10条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受けける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割

当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第11条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

- 第13条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

- 第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時これを招集する。

#### (招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は書面ですることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

- 第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第21条 株主が代理人をもつて議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第22条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第23条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任方法)

- 第24条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第25条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任した取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

- 第26条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。
- 2 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を社長とし、取締役が1名の場合は、当該取締役を社長とする。
  - 3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

- 第28条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第29条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第30条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 配当金には利息を付けない。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数及びその発行価額)

第31条 当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式100株とし、その発行  
価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第32条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成24年4月30日  
までとする。

(成立後の資本金)

第34条 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(発起人の氏名、住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第35条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設  
立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住 所	千葉県千葉市若葉区西都賀四丁目20番4号 ファミール西都賀206号
氏 名	竹嶋 信洋
普通株式	100株 金100万円

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第36条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 竹嶋 信洋

設立時代表取締役

千葉県千葉市若葉区西都賀四丁目20番4号 ファミール西都賀206号 竹嶋 信洋
---

(定款に定めのない事項)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところに  
よる。